



三条 法人会だより

平成28.9.10

第36号

公益社団法人

三条法人会

三条市須頃1-20

三条商工会議所会館5F

TEL (0256) 35-6350

FAX (0256) 32-9335

URL

[http://www.](http://www.sanjohojinkai.or.jp/)

[sanjohojinkai.or.jp/](http://www.sanjohojinkai.or.jp/)

発行責任者

総務広報委員長 成田秀雄

(題字 宮原松雄)

もっと、いい会社であるために。



市民交流の拠点『みつけイングリッシュガーデン』

みつけイングリッシュガーデンは2007年に開園。ガーデンのデザイン監修は、英国式庭園デザインの第一人者ケイ山田さんです。ケイさんの監修のもと、レンガなどの部材やパーゴラなど、本場イギリスから取り寄せた本物を求めた造りになっています。

日々のメンテナンス、植栽は市民ボランティア団体「ナチュラルガーデンクラブ」により管理されています。どこを切り取ってもひとつの「絵」になるような景観となるよう、植栽や管理には気をつけています。

季節ごとにガーデンの表情は変化し、春から夏、秋へと四季の移ろいを感じることができます。初夏はバラの季節。ガーデンが最も華やかに彩られます。秋はガーデンがしっとりとした雰囲気に包まれます。ベンチに腰かけて紅茶を飲みながら、園内でゆっくりとした時間を過ごすのはいかがでしょうか。秋が深まるにつれて、紅葉した木々と秋の草花の繊りなす景色がお楽しみいただけます。ぜひ、ガーデンにお出かけください。

三条法人会

消費税期限内納付

推進運動実施中



平成28年度へ向けての抱負

公益社団法人 三条法人会
会長 馬場 信彦

最初に、去る6月10日(金)開催の通常総会に於いて平成27年度決算ご承認をいただき大変ありがとうございました。(公社)三条法人会に移行して、平成28年度は、第5期目の年を迎えることが出来ました。私は、来年の総会で「役職定年」を迎えることになります。『詩経』の中に「有終の美を飾る」という諺があります。この意味は、与えられたことを、最後までしっかりとやり遂げることを言います。引き続き法人会の原点であります『税』に関する事業活動に軸足を置き、平成28年度事業計画に掲げた6つの事業を確実に実施してまいりますのでよろしくご協力・ご支援をお願い致します。

今年の第5回通常総会ではご多忙の中を時間を割いていただき、「最近感じたこと」と題し、国税庁 長官官房 人事課課長補佐 中田和幸氏(元 三条税務署長)より、三条税務署長時代の三条署管内での自然・歴史・産業・交友等々を、わが故郷を語るように思いのあるお話しをお聞き出来ました。その後、中田氏は、7月の人事異動で、「カナダ日本大使館」にご赴任されました。丁度、タイムリーにお手紙が到着いたしましたので、ご紹介をさせていただきます。

公益社団法人 三条法人会会長 馬場信彦様

先日は、公益社団法人化5周年の記念講演という大変貴重な機会を賜り、またその後、心温まるお便りや『三条出身の小日向白朗・日本人馬賊王』の原稿を送っていただき、誠にありがとうございました。あらためて、三条出身の人材の豊かさを知り、視野を広げさせていただきました。

さて、当方は、今月の人事異動で、在カナダ日本国大使館に赴任することになりました。馬賊とまではいきませんが、小日向白朗の心意気を胸に、かの地で日本の外交の一翼を担い、また外国の先進事例を幅広く学びたいと思っております。

3年間の予定ですが、2年目には、「先進7カ国のG7サミット」が、カナダで、開催されると聞いています。その時まで、家族ともどもカナダでの生活に慣れ、貢献できるよう研鑽を積んでまいりたいと思います。引き続きご指導、ご鞭撻を宜しくお願申し上げます。またお会い出来る日を楽しみに、頑張っております。末筆ではございますが、馬場会長様はじめ、会員皆様のご健勝・ご多幸を祈念して挨拶とさせていただきます。 中田和幸

中田和幸様並びにご家族の皆様へ。「大いに前進に向けて頑張ってください」とエールを送りたいと思います。また、会員の皆様には、引き続き、会員事業所のためになができるのか、また、地域社会へどのような貢献が出来るか、常に考え実行していくことが当会活動の原点と考えます。皆様のご協力と積極的なご参加をお願いし挨拶といたします。



ごあいさつ

三条税務署
署長 廣瀬 隆

この度の人事異動で、関東信越国税局徴収部特別整理第一部門統括国税徴収官から三条税務署長として着任いたしました廣瀬でございます。

公益社団法人三条法人会の皆様方には、日頃から法人会活動を通じまして税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

三条法人会は「良き経営者を目指すものの団体」として、マイナンバー制度や改正消費税法等の研修会をはじめ、各種説明会や講演会の開催並びに地域社会貢献活動など多年にわたり正しい税知識の普及と納税道義の高揚にご尽力いただいております。また、租税教育活動や国税電子申告・納税システム(e-Tax)の周知・利用促進につきましても積極的にご協力いただいております。深く感謝申し上げます。

さて、私ども国税庁は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを使命とし、善良な納税者には親切・丁寧なサービスの提供に努める一方で、悪質な納税者には適正な調査・徴収を通じ、厳正な態度で臨んでおります。

こうした中、三条法人会におかれましては、自主点検チェックシートを活用した税務コンプライアンス向上のための取組を実施いただいております。この取組は、国税庁の使命に合致するものであり、国税庁で後援している取組になります。今後ともこの取組の普及・拡大に向けまして、皆様方と連携・協調を図ってまいりたいと考えております。

また、マイナンバー制度や改正消費税法への対応につきましても、多くの事業者の方に影響するものであり、事業者自らが制度の仕組みや改正内容等を十分に理解して適正な申告と期限内納付を行えるよう、引き続き、広報や相談等の事務を通じ積極的に取り組んでまいります。

三条法人会の皆様におかれましては、税務行政のよき理解者として、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、公益社団法人三条法人会のご発展と会員皆様方のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

公益社団法人 三条法人会 第5回 通常総会並びに記念講演会を開催



平成28年6月10日(金)午後3時から、三条市横町2[銭心亭お・乃]において、第5回通常総会を開催した。通常総会では、「平成27年度決算報告承認の件」が上程され原案通り満場一致で承認された。又、理事会で議決された平成27年度事業報告、平成28年度事業計画、収支予算の報告も行われた。

決算報告においては、各種事業内容と支出経費の見直しを行ったが、単年度収支では赤字となったが、さらに見直しを進め、恒常的な赤字体質の解消を図っていくとの報告がなされた。

議案全てが原案通り承認された後、福利厚生制度功績者表彰が行われ、大同生命保険(株)三条営業所の推進2名に、それぞれ感謝状と記念品が贈呈された。又全国法人会総連合が進めている3年10億円保険料増収事業において、27年度三条法人会が全国441法人会の中で増加額、対前年伸展率において全国最優秀の実績を上げ、先般全法連厚生委員長より表彰を受けた旨が報告された。



表彰式の後、森田三条税務署長、眞田三条地域振興局県税部長、増井関東信越税理士会三条支部長からそれぞれ祝辞があり総会を終了した。その後記念講演会では、元三条税務署長、現国税庁長官官房人事課課長補佐の中田和幸氏より「最近感じたこと」と題し講演を聞いた。10年前1年間三条税務署長を務めた思い出とその後の仕事の状況、現在の国税庁で進めている女性の活動の場づくり、法人会などの関係団体、ICTに関することなどに取り組んでいる状況などの話があり、三条を離れてもさらに活動されている中田さんの講演に聞き入っていた。

…平成27年度公益社団法人三条法人会功労者表彰…

○福利厚生制度功績者表彰(感謝状)

大同生命保険(株) 三条営業所 推進社員 桑原とも子 高橋 明美

福利厚生制度収入「3年10億円増収計画」表彰

全国法人会総連合が平成26年度より進めている「3年10億円増収計画」の27年度実績がまとまり三条法人会は収入保険料対前年度増加額第1位、対前年度伸展率第2位の成績を上げ全法連より表彰を受けた。また、保険3社の推進員10名についても感謝状が贈呈された。

平成27年度福利厚生制度収入保険料対前年比伸展率 126.36% 三条法人会

○保険3社推進員表彰

大同生命保険(株)新潟支社	三条営業所	推進社員	桑原とも子	高橋 明美	坂井 隆
			知野 早苗	杉山 亜子	川崎 朋子
AIU 代理店 (株)エスアールエス		代表取締役	清野 雄一		
AIU 代理店 (株)エーダイ		代表取締役	笹川 智		
アフラック代理店 (株)ベルダン					
アフラック代理店 (有)山田ライフ					



平成27年度 本会収支決算報告

■正味財産増減計算書 平成28年6月10日の総会で承認されました。

(単位:円)

基本財産運用益	1,250
特定資産運用益	0
受取会費	7,605,000
事業収益	2,040,500
受取補助金等	12,940,700
雑収益	301,862
経常収益(A)	22,889,312
事業費	18,392,914
管理費	4,992,380
経常費用計(B)	23,385,294

当期経常増減額(A-B)	△495,982
経常外収益	0
経常外費用	0
税引前当期一般正味財産増減額	△495,982
法人税・法人県民税・法人市民税	0
当期一般正味財産増減額	△495,982
一般正味財産期首残高	8,992,686
一般正味財産期末残高	8,496,704
正味財産期末残高	8,496,704

■貸借対照表 平成28年3月31日現在

(単位:円)

I 資産の部	
1. 流動資産	
現金	18,892
普通預金	3,443,099
定期預金	0
流動資産合計	3,461,991
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
定期預金	5,000,000
(2) 特定資産	
退職給付引当資産	700,000
(3) その他の固定資産	
什器備品	1
電話加入権	122,800
固定資産合計	5,822,801
資産合計	9,284,792

II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金	0
預り金	88,088
流動負債合計	88,088
2. 固定負債	
退職給付引当金	700,000
固定負債合計	700,000
負債合計	788,088
正味財産	8,496,704

平成28年度 事業計画の決定について

28年度主な事業計画

- 税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業
 - (1) 税に関する研修・セミナー
 - (2) 講演会事業
 - (3) 租税教育事業
 - (4) 税の広報事業
 - (5) 税の調査研究及び社会への提言事業
- 地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業
 - (1) 講演会・セミナーの開催事業
 - (2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業
- 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業
 - (1) 組織の強化・充実
 - (2) 広報活動の充実
 - (3) 青年・女性部会の充実
 - (4) 法人会会員の福利厚生の上に資することを目的とする事業
- 本会の組織を充実し、全国法人会総連合・新潟県法人会連合会及び友誼団体との強化を図る事業
- 本会の活動に関係する諸官庁との連携を図る事業
- その他本会の目的達成のために必要な事業

28年度予算

(単位:円)

基本財産運用益	1,300
特定資産運用益	0
受取会費	7,460,000
事業収益	2,200,000
受取補助金等	13,532,200
雑収益	301,000
経常収益(A)	23,494,500
事業費	18,614,850
管理費	4,778,300
経常費用計(B)	23,393,150
当期経常増減額(A-B)	101,350
経常外収益	0
経常外費用	0
税引前当期一般正味財産増減額	101,350
法人税・法人県民税・法人市民税	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	8,496,704
一般正味財産期末残高	8,598,054
正味財産期末残高	8,598,054

三 条 税 務 署 人 事 異 動 発 令 さ れ る

関東信越国税局では、7月10日付で人事異動が発令されました。

発令内容は、次のとおりです。

● 転 出

新 所 属 ・ 職 名	氏 名	旧 所 属 ・ 職 名
東京国税局 調査第二部 課税第二部門 統括国税調査官	森田 修	署 長
関東信越国税局 課税第一部 国税訟務官室 総括主査	山崎 康裕	総 務 課 長
長岡税務署 特別国税徴収官(徴収担当) 特別国税徴収官	小林 真	管理運営部門 統括国税徴収官
春日部税務署 個人課税第四部門 統括国税調査官	佐藤 弘之	個人課税第二部門 統括国税調査官
長岡税務署 法人課税第一部 統括国税調査官	小出 敏夫	法人課税第一部 統括国税調査官
長野税務署 法人課税第四部門 統括国税調査官	宮尾 清司	法人課税第二部門 統括国税調査官

● 転 入

新 所 属 ・ 職 名	氏 名	旧 所 属 ・ 職 名
署 長	廣瀬 隆	関東信越国税局 徴収部 特別整理第一部門 統括国税徴収官
総 務 課 長	藤井 修	関東信越国税局 調査査察部 調査審理課 総括主査
管理運営部門 統括国税徴収官	長谷川正之	新発田税務署 管理運営部門 統括国税徴収官
個人課税第二部門 統括国税調査官	土田三奈子	新潟税務署 税務広報広聴官 税務広報広聴官
法人課税第一部 統括国税調査官	川崎 智久	新潟税務署 法人課税部門 統括国税調査官
法人課税第二部門 統括国税調査官	辰口 晃	新潟税務署 法人課税第四部門 統括国税調査官

公益社団法人 三条法人会よりインターネットセミナーのご案内

三条法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.sanjohojinkai.or.jp/>

三 条 法 人 会 検 索 で検索いただけます

視聴は無料です

個人番号カード

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

会員ID:hj1009 パスワード:6350

会員の方は370タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め マイナンバー制度の基礎知識
～事業者求められる実務対応～

株式会社ヒューマンリソースみらい 代表取締役 荒木 秀

お勧め 朝からバリバリ働ける！
理性の脳を活用して無理なくできる体質改善

株式会社ボディグレイスジャパン 代表取締役 堀田 正文

お勧め ここだけは押さえておきたい！
外国人雇用のいろは

行政書士 矢尾坂 初美

お問い合わせは公益社団法人 三条法人会事務局まで TEL:0256-35-6350

青年部会の活動

定時総会の開催

5月25日（水）「饞心亭お、乃」において、定時総会を開催し、以下の基本方針を採択した。

（基本方針）

公益社団法人三条法人会青年部会は次代を担う青年経営者として、税務知識の向上と企業経営の健全なる発展、加えて部会員の自由な発想をもとに地域社会の貢献を目指した事業活動を柱に会員相互のつながりを深める団体として活動します。

また、公益法人としての使命を達成するため、「税の啓発を」はじめとする税務知識の普及及び向上に取り組みます。とくに、青年部会活動の大きな柱である、「租税教育活動」及び「会員増強運動」について目標値を定め積極的な展開を図ります。

平成27年度事業報告・収支決算報告・平成28年度事業計画（案）・収支予算書（案）を満場一致で承認した。

総会に先立つ記念講演会では、(有)エムズグラフィック代表取締役社長の樋口由賀利氏より「伝えるデザイン」と題して、講演をいただいた。何を、誰に、どこで、どんな方法で等、ココロを動かすデザイン、作り手の想いを伝えるデザインについて詳しく解説を頂いた。



租税教室の開催

4月13日（水）加茂市の新潟経営大学で租税教室を実施した。

丹野税務広報広聴官を講師に、租税の概要・仕組み・税収の状況・法人税の仕組み等についての講義を行った。



女性部会の活動

定時総会の開催

本年度の定時総会は、5月23日（月）三条市西大崎の下村工業(株)の工場見学の後、「饞心亭お、乃」で開催した。

下村工業(株)の工場見学では、包丁・キッチンツール等の製造現場を視察。その後、下村社長より新製品開発の状況などに賭ける下村工業の熱い意気込みを聞いた。

その後、「饞心亭お、乃」で森田修三条税務署長、増井孝一税理士会三条支部長、馬場信彦三条法人会会長を始め多数の来賓をお迎えして定時総会を開催した。

議案審議では、平成27年度事業報告並びに収支決算を原案どおり承認するとともに、平成28年度事業計画、予算についても原案通り承認した。



法人会全国女性フォーラムに参加

4月14日（木）福島県郡山市で開催された全国女性フォーラムに、小越部会長、笠原副部会長の2名が参加し全国の法人会女性部会員との情報交換、交流を深めた。



節電啓発活動の実施

全法連女性部会連絡協議会が進める、節電啓発活動の一環として、三条法人会女性部会では、8月7日（日）三条夏祭り商店街夜店市会場で節電を呼びかけるパンフレット、ウチワ、税の啓発冊子の配布を行った。



会員交流事業 新春講演会並びに賀詞交歓会を開催

28年2月4日(木)午後4時30分から、三条市旭町「ジオ・ワールドビップ」において、恒例の新春講演会並びに賀詞交歓会を開催した。講演会では、政治経済評論家の板垣英憲氏をお招きし、「2016年、どうなる世界経済、どう動く日本経済・企業」と題して中国・バブル経済崩壊と日本の対応策について話を聞いた。会場には会員や一般の参加者約70名が参加し、中国、ロシア、北朝鮮の国内情勢並びにバーレーン、ヨルダン等中東6ヶ国の王制崩壊の危機等激動する世界情勢にどう対応するかについて、今後の注目ポイント等の話に熱心に聞き入っていた。終了後三条税務署長他来賓を迎えて恒例の賀詞交歓会を開催した。



会員交流事業 青年部会・女性部会合同新春懇談会を開催

28年2月25日(木)三条市横町「銭心亭お乃」において、毎年恒例になっている、青年部会・女性部会合同の会員交流事業である新春合同懇談会を開催した。

講演会では、(一社)認知症予防緩和協会理事長、右脳開発インストラクターの田中寛子氏をお招きし、「笑顔咲く右脳トレーニング」と題して講演をいただいた。具体的な右脳トレーニング方法、物忘れと認知症の違い等介護現場での実践を基にした認知症ケアの在り方を聞いた。終了後講師も交え懇親パーティーを開催、女性部会による大福引抽選会も行われた。



第16回 法人会親善ゴルフ大会 107名が参加

毎年恒例となっている、会員交流事業の第16回法人会ゴルフ大会を、大新潟カントリークラブ三条コースで開催した。皆さん好スコアでラウンド、会員の活発な交流と親睦が深まった一日となった。

ラウンド終了後、ジオ・ワールドビップにおいて、表彰式、懇親会を行った。

■成績は、次のとおりです。(敬称略)

・個人戦

	GROSS	HDCP	NET
優勝 高橋 昭三	(90	20.8	69.2)
準優勝 梅田 一則	(103	33.6	69.4)
三位 野崎 勝康	(88	17.6	70.4)
四位 鈴木 一	(79	8.0	71.0)
五位 内山 武彦	(92	20.8	71.2)
六位 上村 勝康	(92	20.8	71.2)
七位 西潟 一博	(99	27.2	71.6)
八位 加藤 峰孝	(88	16.0	72.0)
九位 北沢 勝美	(101	28.8	72.2)
十位 柄沢 憲司	(92	19.2	72.8)

・シニアの部

	GROSS	HDCP	NET
優勝 野崎 勝康	(88	17.6	70.4)

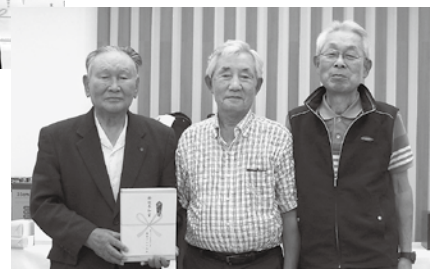
・レディースの部

	GROSS	HDCP	NET
優勝 佐野 絹代	(107	33.6	73.4)



優勝 高橋 昭三

80才以上の方も元気に参加



	OUT	IN	GROSS
ベストグロス賞	豊田 祐二	(40	37 77)
セカンドグロス賞	鈴木 一	(41	38 79)

企業訪問

【会社の概要】

グランドール 四季亭



- 代 表 者 代表取締役 牛腸 崇宏
- 住 所 〒 954-0057 新潟県見附市新町 2-7-10
TEL 0258-63-5135 FAX 0258-63-0505
- 資 本 金 800 万円
- 従業員数 20 名 (パート含む)
- 事業内容 婚礼 お祝い 法事 宴会 パーティ 仕出し
- e-mail info@sikitei.co.jp
- U R L http://www.sikitei.co.jp/
- Facebook https://www.facebook.com/shikitei/

戦前に私の祖父が「牛腸鮮魚店」を開業し、昭和52年、私の父が後を継ぎ、魚の販売のみの魚屋から料理を配達する仕出し業を始め、後に宴会会場として商売を広げ、更に増改築を繰り返し結婚式場として営業してきました。

順調に業績を伸ばし手狭となった為、平成5年1月に以前ニット会社であった工場を改築し現在の場所で「グランドール四季亭」をオープンいたしました。建物の内部は日本建築を凝らし、館内の奥1・2階を吹き抜けにして池と滝を設けるなど空間を贅沢に使い、また水路を巡らすという、当時周辺の建物で殆ど見られなかったものでした。

「四季亭」という名前の示すとおり、日本の四季に拘ったお料理と館内には季節の生け花や装飾で目でも楽しんでもらえる店を目指して参りました。

今では一般的になりましたが、ゆっくりしたいといったお客様の需要もあり「婚礼1日1組限定」を打ち出し、各種お祝い・法事や忘新年会などの宴会だけでなく婚礼会場としても周知していただきました。

平成8年父の逝去後、私の母が女性ながら長い期間社長業を勤め、平成26年8月、私が社長に就任し現在に至ります。



オープンして20年以上経ち、お客様の代替わりも進み、ニーズ・冠婚葬祭への考え方の変化など周りの環境が大きく変わる中「気軽に四季亭を利用したい。」という声に応え、洋ホール花水木にて毎週木曜日1,000円で13時～21時まで歌い放題「カラオケスタジオ花水木」の開催や、年に数回歌手・演者を招いてのディナーイベントを企画。また、中越大地震以降、奥の池の水を抜き枯山水にしていた場所でジャズ演奏や素麺流しを行ったり、吹き抜け1・2階を一つのホール会場として利用したご宴会やウェディングなど「美味しいお料理と気持ちの良いサービスでおもてなしを」という基本精神は不変のまま、「四季亭ならではの」新たなご提案やお客様のご要望に応えながら様々な試みを行っております。

既存の広告媒体の他にFacebook、アメブロ、Twitterなどインターネットでお客様へ四季亭を知っていただく様、情報の発信をしていきたいと思っております。

生きる ～ 健康法・趣味～



『不易と流行』

山田仏壇店

代表 山田 貴之 様

元禄時代、三条東別院の造営に伴い始まったとされる三条の仏壇作り、300年以上の歴史を持ち

新潟県の仏壇産地の中でも最も古い三条仏壇が今、変革期を迎えています。

家の新築の際、畳は使わずフローリング使用の部屋などが好まれ、従来型の仏壇は敬遠される傾向にあります。また、習慣風習の変化に伴い年忌法要やお盆のお墓参りなど行わない方も多くあり仏壇の受注は激減しております。

仏壇は日本独特の文化でもありグローバルは考えにくい商品でもあります。そういう状況の中で仏壇職人たちは今、色々なことに挑戦しています。金具師は茶筒やアクセサリなどの製作、蒔絵師は漆製品以外にもステンレス製品などに蒔絵を施すなど新しい試みに挑戦し続けています。



伝統はその時代、その時代に合わせて形を変え継承されていくものであり、昔のそのままの形では残ってはいかないも



のであると実感しております。ただし、変えすぎてもいけないものでもあります。先人たちが考えた素晴らしい技法の数々、絶対に形を変えてはいけない部分の不易の部分とその時代時代で形を変えていかなければいけない流行の部分とがあります。不易と流行のバランスをどう保っていくかが伝統の継承ということだと考えております。

また、従来型の仏壇の啓発PRも大事なことと考えております。

目に見えないものに手を合わせる大切さ、その手を合わせる対象となる仏壇の大切さを消費者に対し、分かりやすくお伝えできたらと考えております。

相田みつをさんの言葉にこんな言葉があります……『一生勉強 一生青春』。これからも本物に拘り挑戦し続けていきたいと思ひます。

編集後記

皆様いかがお過ごしでしょうか。

これを記しているのは8月お盆直前です、毎日大変な暑さが続いております。この1週間で熱中症のため救急搬送された人の数は、全国で6,588人にのぼり、前の週よりも6割近く増えたそうです。

この三条法人会だよりが皆様のお手元に届くころには多少過ごしやすくなっているのでしょうか。それともまだまだ残暑厳しく寝付けぬ夜をお過ごしでしょうか。

参議院選挙が終わり、リオ五輪も終わりこれからアメリカ大統領選挙です。目まぐるしく移り変わる世界情勢の中で自分の立ち位置だけはしっかりと定めていきたいと考えております。

ここに三条法人会だより36号をお届けいたします。ご高覧頂き少しでも皆様のお役に立てれば編集委員一同大きな喜びです。収穫の秋のさわやかな秋空を思いつつ筆をおきます。

(総務広報委員長 成田秀雄)

ダイレクト納付の方法 (源泉所得税)

◎納付は事前に届出書に記載した預貯金口座から振り替えられます。



- ① e-Taxホームページの「e-Taxソフト(WEB版)」にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。(納付税額0円の徴収高計算書データも送信することができます。)
- ② データ送信後表示される「受信通知」又は「メッセージボックス一覧」から「納付区分番号通知」を表示し、ダイレクト納付を選択します。

【今すぐに納付される方】→ 画面の「はい」をクリックすると即時に納付が完了。

【納付日を指定される方】→ 納付日を指定して画面の「はい」をクリックすると指定日に納付となります。(納付日は原則として納期限までしか指定できません。)

※三条税務署管内の全ての銀行・信金、協栄信組・新潟縣信組及び新潟県労金で利用できます。

三条法人会実務講座の開催

平成 28 年度税制改正並びに法人税関係税制実務講座開催



(公社)三条法人会では、去る8月3日(水)午後1時30分から、(有)ビジネスサービスの落合孝夫税理士を講師に本年度第一回の実務講座を開催した。

平成28年度の税制改正は、法人税関係においても様々な改正が行われた。法人税率の引き下げ、減価償却制度の見直し、欠損金の繰越控除制度の見直し、企業版ふるさと納税の創設等、経理上の処理で特に留意しなければならない問題点について詳細に説明を受けた。

また、消費税の税率引き上げを平成31年10月1日まで2年半延期したことに伴い、軽減税率制度の導入、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入、中小事業者の税額計算の特例の適用期間等についてもそれぞれ2年半延期されたことにもふれ、今後[適格請求書発行事業者]として登録番号を請求書や領収書等に付すという業務が出てくること等の詳細説明も受けた。



労務問題対応策セミナーの開催

7月11日(月)燕三条地場産業振興センターで、最新の実務で問題となっている①うつ病等のメンタルヘルスの問題②長時間労働と労災に関する問題、退職勧奨や解雇に関する問題を取り上げ裁判例及び参考文献により、Q&A形式で実務上の対応方針や対応策を具体的に説明するセミナーを開催した。

AIU損害保険(株)の主催、三条法人会、燕西蒲法人会の後援で開催したもので、当日は110名の参加があった。



「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して
所得税及び
復興特別所得税の
申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略
還付が
スピーディー



法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

平成28年4月

通勤手当の非課税限度額の引上げ

税 務 署

この度、平成28年度の税制改正により、通勤手当の非課税限度額に関して次のような改正が行われました。

1 改正の内容

通勤手当の非課税限度額の上限額が10万円から15万円に引き上げられ、改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のようになりました。

区 分		課税されない金額	
		改 正 後	改 正 前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 <u>150,000</u> 円)	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000 円)
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55 キロメートル以上である場合	31,600 円	同 左
	通勤距離が片道 45 キロメートル以上 55 キロメートル未満である場合	28,000 円	同 左
	通勤距離が片道 35 キロメートル以上 45 キロメートル未満である場合	24,400 円	同 左
	通勤距離が片道 25 キロメートル以上 35 キロメートル未満である場合	18,700 円	同 左
	通勤距離が片道 15 キロメートル以上 25 キロメートル未満である場合	12,900 円	同 左
	通勤距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である場合	7,100 円	同 左
	通勤距離が片道 2 キロメートル以上 10 キロメートル未満である場合	4,200 円	同 左
	通勤距離が片道 2 キロメートル未満である場合	(全額課税)	同 左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 <u>150,000</u> 円)	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000 円)
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 <u>150,000</u> 円)	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 100,000 円)

2 適用関係

改正後の非課税規定は、平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税規定は適用されません。

(1) 平成27年12月31日以前に支払われたもの

次ページもご覧下さい。

- (2) 平成 27 年 12 月 31 日以前に支払われるべき通勤手当で、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われるもの
- (3) (1)又は(2)の通勤手当の差額として追加支給されるもの

3 課税済みの通勤手当についての精算

- (1) 既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に精算することになります。

(注) 1 既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である人については、この精算の手続きは不要です。

2 年の中途に退職した人など本年の年末調整の際に精算する機会のない人については、確定申告により精算することになります。

- (2) 年末調整の際における精算の具体的な手続は、次のように行います。

イ 既に改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をした（課税された）通勤手当のうち、改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額を計算します。

ロ 「平成 28 年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」といいます。）の「年末調整」欄の余白に「非課税となる通勤手当」と表示して、イの計算根拠及び今回の改正により新たに非課税となった部分の金額を記入します。

ハ また、源泉徴収簿の「年末

(源泉徴収簿)

調整 欄の「給料・手当等①」

欄には、給料・手当等の総支給金額の合計額から口の新たに非課税となった部分の金額を差し引いた後の金額を記入します。

- 二 以上により、改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額が、本年の給与総額から一括して差し引かれ、その差引後の給与の総額を基にして年末調整を行います。

※ 上記では、源泉徴収簿に計算根拠を記載することとしていますが、この方法によらなくても、正しく年調年税額が算出され、その計算根拠が何らかの方法で記録、保存されていれば、源泉徴収簿への記載は省略しても構いません。

[illegible]

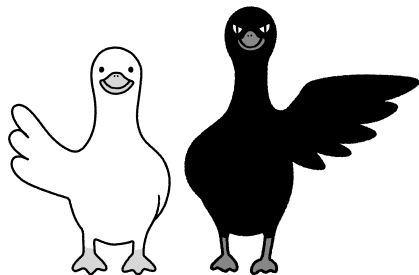
4 給与所得の源泉徴収票の記入

給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄は、通勤手当のうち非課税となる部分の金額を除いて記入します。

(注) 年の中途に退職した人などに対し、既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合には、「支払金額」欄を訂正するとともに、「摘要」欄に「再交付」と表示した給与所得の源泉徴収票を作成し、再度交付します。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

No.1 アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成27年版「インシュアランス生命保険統計号」

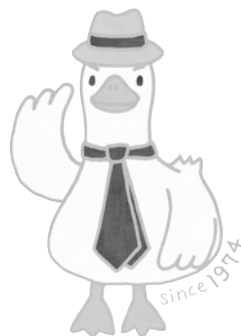


がんを含む
病気や
ケガの
備えに

— 法人会 —

ちゃんと応える
医療保険

EVER



心配な
「がん」の
備えに

— 法人会 —

新生きるための
がん保険 7 Days

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社)

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

新潟支社

〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代4-4-27 新潟テレコムビル4F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF 法推-2016-0027-1607048 6月22日



法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*

世界有数の地震国、日本！
いつ、どこで大地震が発生しても
不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！

AIU保険
Member of AIG



プロパティガード
Property Guard

法人会の企業地震保険

企業財産保険＋財物損害補償特約＋地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

お問合せ先

AIU損害保険株式会社
URL: <http://www.aiu.co.jp>

新潟支店

〒951-8068
新潟県新潟市中央区上大川前通六番町 1214-2 大同生命ビル7階
TEL.025-223-6231 FAX.025-228-7256
(受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。
建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



新潟支社 三条営業所/新潟県三条市林町2-1-24
TEL 0256-33-3045



AIU 損害保険株式会社

新潟支店/新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1214-2
(大同生命新潟ビル7F) TEL 025-223-6231